

平成21年6月5日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

取締役社長 村 重 芳 雄

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号
当社本店 11階会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第59期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第59期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）計算書類報
告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

平成19年夏に表面化したサブプライムローン問題は、平成20年9月のリーマン・ショックにより一挙に世界金融危機に拡大し、当連結会計年度の世界の实体经济に大きく波及しました。我が国の経済は、この影響により急速に後退し、民間企業の業績も大きく悪化して、当連結会計年度の経済成長率はマイナスに転じる見通しです。

当連結会計年度の国内の公共投資につきましては、国、地方ともに削減基調が継続し、全体的には低調に推移しましたが、港湾・空港の大型プロジェクト等、国際競争力強化の観点から重点的に予算配分される事業につきましては、堅調に推移しました。国発注工事には総合評価方式が全面的に採用されており、低入札調査基準価格の見直し等、技術と品質を重視する入札契約制度の改革がさらに進みましたが、受注確保のための厳しい技術競争は続いております。また、住宅投資につきましては、平成19年度に建設業界に大きな影響を与えた建築基準法改正の影響はほぼ収束しましたが、消費マインドの冷え込みやデベロッパーの資金不足等により低迷いたしました。民間非住宅の設備投資につきましても、企業業績の悪化を背景に低調に推移しました。一方、海外につきましては、世界的な金融収縮と景気後退の影響を受け、事業執行の速度は減速しましたが、当社グループの主要市場である東南アジアでは、港湾、道路、学校等のインフラ整備やODA案件への投資は前年度に引き続き好調に推移しました。

このような経営環境の中、当社グループは、建設業の原点に返って現場力を高め、技術立社の推進に取り組み、利益重視の方針を徹底し、受注と利益の確保に邁進してまいりました。国内建築と海外の受注高が前年度と比べ減少したことにより建設受注高は前年度を下回りましたが、繰越工事が豊富であったことから、完工高、売上総利益ともに前年度を上回りました。

当連結会計年度の連結業績は、売上高3,984億円（前連結会計年度比12.9%増）、営業利益108億円（同22.4%増）、経常利益70億円（同38.8%増）と前連結会計年度より大幅に増加いたしました。しかしながら、投資有価証券評価損57億円、開発事業損失引当金繰入額10億円等、特別損失78億円を計上した結果、33億円の当期純損失（前連結会計年度は25億円の当期純利益）となりました。

事業セグメント別の概況は次の通りです。

(建設事業)

建設受注高につきましては、国内土木は海上工事の受注増が寄与し、前連結会計年度を24億円上回りました。国内建築につきましては市場が低迷したことに加え、採算性を重視し、与信管理をさらに厳格化したことから、受注高は前連結会計年度を452億円下回りました。また、海外の受注高につきましては、シンガポールとベトナムで大型海上工事を受注しましたが、前連結会計年度の受注実績が1,000億円超であったことによる反動減や円高の影響等で、180億円の減少となりました。以上により、当連結会計年度の建設受注高は3,342億円と前連結会計年度比15.4%の減少となりました。当社グループの主な受注工事は次の通りです。

関東地方整備局：357号湾岸千葉地区改良その5工事
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構：山梨リニア実験線、浅川橋りょう他
中部電力株式会社：上越火力発電所LNG設備 LNG受入栈橋工事
株式会社上組：上組神戸空港島ロジスティックセンター(K A L C)新築工事
株式会社島忠：(仮称)島忠中野方南町新築計画
宮島アクアパートナーズ株式会社：廿日市市新宮島水族館(仮称)整備事業
シンガポール政府：マリナー地区高速道路工事485工区
香港・職業訓練局：チュンカンオー職業訓練学校新築工事

建設事業の売上高は、国内土木、国内建築、海外ともに前連結会計年度を上回り3,848億円、前連結会計年度比14.0%増となりました。当社グループの主な完成工事は次の通りです。

九州地方整備局：熊本3号新佐敷トンネル新設1期工事
中国四国農政局：中海干拓事業 中浦水門撤去工事(二期)
広島県：特定重要港湾広島港港湾環境整備工事(出島地区19-4)
株式会社ゴールドクレスト：(仮称)東大井1丁目計画新築工事

広 島 市 : 広島市 (仮称) 新球場新築工事
 学 校 法 人 鶴 学 園 : 広島工業大学附属広島高等学校・
 附属中学校 (仮) 新築工事
 シンガポール・ジュロントウン公社 : ジュロン島埋立第三期 3 B 工事
 香 港 大 学 短 期 大 学 : 香港大学短期大学新築工事

売上高が前連結会計年度より増加したことに加え、国内土木と海外の工事採算が堅調であったことから、当連結会計年度の完成工事総利益は前連結会計年度より25億円増加しました。一般管理費につきましては、デベロッパーの法的整理などに伴う貸倒引当金繰入額4億円等を計上したため、3億円増加しました。営業利益につきましては、前連結会計年度比27.7%増の101億円となりました。

(開発事業)

開発事業の売上高は、前連結会計年度比72.7%減の12億円、営業損失は3千万円増加し、4億円となりました。

(その他の事業)

造船、機器リース、物品販売等を主な内容とするその他の事業につきましては、売上高は、前連結会計年度比14.3%増の124億円となりました。売上高の過半を占める造船事業において、厚板の価格が高止まりしている影響等により、営業利益は、10億円と前連結会計年度比で1億円の減少となりました。

当社グループの事業のセグメント別売上高及び営業利益

(単位：百万円)

区 分	売上高 (前期比)	営業利益(△損失) (前期比)
建設事業	384,823 (14.0%)	10,175 (27.7%)
開発事業	1,209 (△72.7%)	△401 (—)
その他の事業	12,453 (14.3%)	1,042 (△13.5%)
計	398,485 (12.9%)	10,816 (22.9%)
消 去	— (—)	4 (△86.6%)
合 計	398,485 (12.9%)	10,821 (22.4%)

当社の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建 設 事 業	国内土木	155,875	118,232	143,230	130,877
	国内建築	147,111	105,017	138,166	113,962
	海 外	(171,383) 151,779	92,801	83,961	160,618
	計	(474,370) 454,765	316,051	365,358	405,458
開発事業等	—	1,777	1,195	582	
合 計	(474,370) 454,765	317,829	366,553	406,041	

(注) 前期繰越高の上段()内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、2,498百万円で、主なものは技術研究所など建物の改修及び増設ならびに機械・船舶などの新設及び更新によるものです。

(3) 資金調達状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、平成20年7月に、総額360億円のシンジケーション方式による長期コミットメントライン契約（契約期間2年間）を30の金融機関と結んでおります。なお、当連結会計年度に、社債及び新株の発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

世界金融危機により我が国の実体経済は急激に後退し、金融市場の収縮、需要の減少、為替・株価の変動、地価の下落等、様々な要因が企業業績の先行きに大きく影を落としております。今後の国内民間企業の設備投資につきましても、平成21年度は引き続き低調に推移し、回復にはいましばらく時間がかかるものと思われれます。住宅投資につきましても、首都圏の世帯数の予測を見れば潜在的な需要はあるものの、市場が回復局面を迎えるのは在庫調整がある程度進んでからと思われれます。

一方、公共事業につきましても、平成21年度の通常予算に加え、平成20年度の補正予算ならびに大型の追加経済対策を政府が決定しており、平成21年度の公共事業の執行は、これまでの削減基調に歯止めがかかる見通しです。特に、国際競争力強化、防災・減災による安全・安心の確保、地域の活性化等を目的とした重点的プロジェクトについては、これまでと同様に前年度比増の事業予算が確保されております。当社グループの技術力が発揮できる港湾・空港の大型プロジェクトや海面処分場・焼却場などの環境関連事業には引き続き堅調な投資が行われる見通しです。

海外につきましても、世界的な景気後退により中東の大型プロジェクト等は、当面投資が停滞する見通しですが、シンガポール、香港、ベトナム等、東南アジアにおけるインフラ整備につきましても、引き続き堅調な投資が行われる見通しです。

このように、今後の国内建設市場につきましても、民需は低調に推移することが予想されるものの、官需については明るさも見えております。厳しい技術競争の中、民需が回復するまで、総合評価方式を主体に発注される官庁工事を、技術力によって如何に確保するかが課題です。民間建築につきましても、平成21年度も低調に推移し、競争がさらに厳しくなることが予想されることから、採算性を重視し、与信管理を厳格に行うことが、利益とキャッシュ・フローを確保する上での大きな課題となります。また、受注を確実に利益につなげるためには、国内外ともに施工管理を徹底し、品質・安全のトラブルを排除することが課題であります。

以上のような経営環境の中、平成21年度は中期経営計画「Advance 21」（平成20年度～平成22年度）の2年目を迎えますが、計画策定時には想定していなかった大きな環境の変化があったことから、計画の修正を行いました。「臨海部ナンバーワン企業として技術競争時代を勝ち抜く」という基本方針は変わりありませんが、目標数値ならびに基本戦略の一部について変更しております。

●基本方針

誠実な企業活動の実践、技術立社の推進、現場力の強化を行い、臨海部ナンバーワン企業として技術競争時代を勝ち抜きます。

●基本戦略

1) 経営力の強化 ～実効ある内部統制システムの構築・運用

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。コンプライアンスの徹底はもとより、あらゆる過去の悪しき慣習から決別し、経営理念、中期ビジョンに掲げるCSR（企業の社会的責任）を常に意識した誠実な企業活動を実践するとともに、グループ全体でリスクマネジメントを推進し、実効ある内部統制システムを構築・運用してまいります。

また、この熾烈な競争を勝ち抜くためには、常に、全社最適、グループ最適を目指して、グループを挙げて取り組まなければならない時代です。内部統制の観点だけでなく、技術力強化の観点からグループとして経営戦略が徹底できるようコーポレートガバナンスの強化を図ります。

2) 本業収益力の強化 ～利益の伴った緩やかな事業量の拡大

景気対策を含む官庁工事を主体に事業量を確保し、民需の回復とともに緩やかな事業量の拡大を目指します。

官庁工事、民間工事ともに得意な分野・地域に更なる選択と集中を行い、「臨海部ナンバーワン企業」を目指します。官庁工事については総合評価方式への対応をさらに強化し、シェアアップを図ります。

利益重視の基本方針を徹底し、赤字工事を排除します。すなわち、受注時採算性の重視、施工中の品質・安全トラブルの排除に努めます。技術立社の推進を進め、業界トップの品質・安全・技術をお客様に提供できるよう取り組みます。

ここ2年間、海外工事の受注が好調であったため、海外の手持工事が増加しております。国内の専門技術者を難易度の高い海外大型工事に配置するとともに、海外部門と国内部門が連携し、海外工事の入札時点・施工前・施工中に行う工事検討会を充実、強化する等、海外工事特有のリスクの排除に努めます。

また、工事原価の圧縮と経費削減の徹底を継続します。間接部門の業務を効率化するとともに、支店のスリム化と本社支援体制の強化、営業所の統合等、人員の再配置を行います。向こう数年間は団塊世代の多くが定年を迎え

るため、技術の伝承を図り人材の育成に注力いたします。

本業強化のための設備投資については、今後も計画的に進めてまいります。

3) 財務体質健全化の継続 ～将来の成長への基盤固め

本業を計画通り達成することにより営業キャッシュ・フローを確保し、有利子負債の継続的な削減を行います。民間工事については、与信管理を徹底するとともに、工事代金の支払い条件の改善を図り、工事代金の確実かつ早期の回収に努めます。保有資産の売却を着実に進め、有利子負債の削減を図ります。

修正後の中期経営計画「Advance 21」及び平成23年度の主要な連結ベースの数値目標は次の通りです。役職員一丸となり、計画の達成に邁進いたしますので、株主の皆様におかれましては、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【主要連結数値目標】

		Advance 21		平成23年度
		平成21年度	平成22年度	
業績目標	売上高	3,555億円	3,560億円	3,720億円
	経常利益	80億円	85億円	95億円
	当期純利益	28億円	28億円	38億円
	EPS (1株当たり当期純利益)	11円以上	11円以上	15円以上
財務目標	有利子負債残高	900億円以下	820億円以下	770億円以下
	D/Eレシオ (ネット)	1.1倍以下	1.0倍以下	0.8倍以下
	ROE	4%以上	4%以上	6%以上

なお、当連結会計年度に文部科学省贈賄事件に関連して、当社社会が国土交通省より、営業停止処分を受けました。株主の皆様をはじめ、社会の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。コンプライアンスはCSRの根幹であり、リスクマネジメント体制を強化・運営することにより、法令の遵守と社会的規範・倫理の尊重を徹底してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	平成17年度 第56期	平成18年度 第57期	平成19年度 第58期	平成20年度 第59期
建設受注高(百万円)	296,045	368,262	395,082	334,235
売上高(百万円)	354,657	323,264	352,808	398,485
経常利益(百万円)	11,341	2,078	5,096	7,073
当期純利益(△純損失)(百万円)	3,875	△5,858	2,570	△3,336
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	8.57	△11.92	10.46	△13.58
総資産(百万円)	389,366	355,069	340,233	339,587
純資産(百万円)	66,891	57,605	53,862	53,827

- (注) 1. 第57期から純資産は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき記載しております。
2. 受注高における開発事業及びその他の事業の受注実績については、企業集団内の各社における受注の定義が異なり、また、金額も僅少であるため建設受注高のみ記載しております。
3. 第58期は株式の併合により2株を合わせて1株としたため、発行済株式総数は245百万株となりました。第57期以前の発行済株式総数は第58期と比べて2倍であるため、第57期以前の1株当たり当期純利益(△純損失)は、第58期の発行済株式総数で換算すると2倍となります。
4. 第56期は無担保転換社債型新株予約権付社債を150億円発行し、全て普通株式に転換されたことから、純資産が増加しております。
5. 第57期は棚卸資産の評価に関する会計基準の適用により、たな卸不動産評価損79億円並びに開発事業損失86億円、減損損失17億円等を合わせて特別損失198億円を計上しました。これに対して投資有価証券売却益54億円を計上しましたが、経常利益の大幅な減少により58億円の当期純損失となりました。総資産は圧縮されたものの、純資産は92億円減少しております。
6. 第58期は、貸倒引当金繰入額26億円、減損損失7億円等特別損失42億円を計上する一方、退職給付信託設定益30億円等特別利益34億円を計上しました。株式市場の低迷の影響及び株式の一部を退職給付信託へ拠出したことにより、その他有価証券評価差額金が62億円減少したため、純資産は37億円減少しました。
7. 第59期は、投資有価証券評価損57億円、開発事業損失引当金繰入額10億円等合わせて78億円の特別損失を計上したため、33億円の当期純損失となりました。一方、その他有価証券評価差額金や少数株主持分が前期より増加した結果、純資産は前期とほぼ同額となりました。

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	平成17年度 第56期	平成18年度 第57期	平成19年度 第58期	平成20年度 第59期
受 注 高 (百万円)	276,496	347,388	375,944	317,829
売 上 高 (百万円)	318,959	289,270	317,856	366,553
経 常 利 益 (百万円)	9,584	466	3,081	7,081
当期純利益(△純損失) (百万円)	2,855	△6,744	1,389	△3,116
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	6.31	△13.72	5.66	△12.68
総 資 産 (百万円)	356,147	321,606	307,210	308,077
純 資 産 (百万円)	63,771	53,574	48,710	47,338

- (注) 1. 第57期から純資産は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき記載しております。
2. 第58期は株式の併合により2株を合わせて1株としたため、発行済株式総数は245百万株となりました。第57期以前の発行済株式総数は第58期と比べて2倍であるため、第57期以前の1株当たり当期純利益(△純損失)は、第58期の発行済株式総数で換算すると2倍となります。
3. 第56期は無担保転換社債型新株予約権付社債を150億円発行し、全て普通株式に転換されたことから、純資産が増加しております。
4. 第57期は棚卸資産の評価に関する会計基準の適用により、販売用不動産等評価損79億円並びに開発事業損失86億円、減損損失17億円等を合わせて特別損失197億円を計上しました。これに対して投資有価証券売却益54億円を計上しましたが、経常利益の大幅な減少により67億円の当期純損失となりました。総資産は圧縮されたものの、純資産は101億円減少しております。
5. 第58期は、貸倒引当金繰入額24億円、減損損失4億円等特別損失35億円を計上する一方、退職給付信託設定益30億円等特別利益32億円を計上しました。株式市場の低迷の影響及び株式の一部を退職給付信託として抛出したことにより、その他有価証券評価差額金が62億円減少したため、純資産は48億円減少しました。
6. 第59期は、投資有価証券評価損57億円、関係会社開発事業損失引当金繰入額10億円等合わせて75億円の特別損失を計上いたしました。31億円の当期純損失となった一方、その他有価証券評価差額金が前期より17億円増加した結果、純資産は13億円減少しました。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
五栄土木株式会社	200	100	土木・建築工事の設計施工、建設用資機材の保有及びリース
洋伸建設株式会社	66	100	土木・建築工事の設計施工、建設用資機材の保有及びリース
九州洋伸建設株式会社	40	100	土木工事の設計施工、建設用資機材の保有及びリース
ペンタビルダーズ株式会社	50	100	建築工事の設計施工、建設用資機材の保有及びリース
警固屋船渠株式会社	30	100	船舶の製造・修理及び販売

当社グループは、当社と上記の重要な子会社5社を含む連結子会社27社及び持分法適用の関連会社3社から構成されています。当連結会計年度中に、開発事業関連の2社を連結子会社とするとともに、廿日市市新宮島水族館PFI事業のためのSPC（特別目的会社）を設立し、持分法適用関連会社としております。なお、グループ経営の強化と効率化を図るため、連結子会社である洋伸建設株式会社と九州洋伸建設株式会社は、平成21年4月1日をもって合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業名	事業内容
建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-19）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。
開発事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（11）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産に関する事業を行っております。
その他の事業	主として子会社において、建設資材の販売、機器リース及び造船事業、環境関連コンサルタント事業等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所など（平成21年3月31日現在）

① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号
支店：札幌支店（札幌市） 東北支店（仙台市）
北陸支店（新潟市） 東京建築支店（東京都文京区）
東京土木支店（東京都文京区） 名古屋支店（名古屋市）

大阪支店 (大阪市)	中国支店 (広島市)
四国支店 (松山市)	九州支店 (福岡市)
技術研究所：栃木県那須塩原市	
海外事業所：シンガポール営業所	香港営業所
マレーシア営業所	インドネシア営業所
マニラ事務所	エジプト営業所
プノンペン事務所	バンコク事務所
	ドバイ事務所
	インドネシア事務所
	ハノイ事務所

② 重要な子会社

五栄土木株式会社	本店 (東京都江東区)
洋伸建設株式会社	本店 (広島市)
九州洋伸建設株式会社	本店 (福岡市)
ペンタビルダーズ株式会社	本店 (東京都新宿区)
警固屋船渠株式会社	本店 (広島県呉市)

(9) 従業員の状況 (平成21年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
人 3,335	人 減 79

② 当社の従業員の状況

従業員数			前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
技術	事務	計			
人 2,164	人 567	人 2,731	人 減 47	才 43.6	年 20.0

(10) 主要な借入先 (平成21年3月31日現在)

借入先	借入金額残高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 18,400
みずほ信託銀行株式会社	8,691
株式会社りそな銀行	6,618

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- ・発行可能株式総数 599,135,000株
- ・発行済株式の総数 245,668,313株
※自己株式95,597株を除く
- ・株主数 47,658名（前期末比 3,213名減）
- ・大株主

株 主 名	持 株 数
	千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	10,880
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,335
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,062
株式会社みずほコーポレート銀行	7,059
明治安田生命保険相互会社	6,656
株式会社損害保険ジャパン	6,113
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,483
東京海上日動火災保険株式会社	3,934
五洋建設従業員持株会	3,744
みずほ信託銀行株式会社	3,470

(2) その他株式に関する重要な事項

単元未満株式の買取りにより、普通株式14,153株を総額1,843千円で取得いたしました。平成21年3月末では普通株式95,597株（22,166千円）を保有しています。なお、当期においては自己株式の処分等は実施しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

平成21年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況など
代表取締役社長	村 重 芳 雄	社団法人日本埋立浚渫協会 会長
代 表 取 締 役	川 上 和 行	執行役員副社長 建築部門長
代 表 取 締 役	津 田 映	専務執行役員 経営管理本部長
取 締 役	井 田 潔 志	専務執行役員 土木部門長
取 締 役	近 藤 浩 右	常務執行役員 土木部門土木営業本部長
取 締 役	滝 本 義 久	常務執行役員 安全環境本部長
取 締 役	齋 藤 雅 文	常務執行役員 建築部門建築本部長
取 締 役	佐々木 邦 彦	執行役員 人事部長
取 締 役	友 田 順 久	
常 勤 監 査 役	川 本 宏 祐	
常 勤 監 査 役	黒 川 薫	
監 査 役	小 松 孝 明	平成総合サービス株式会社 代表取締役社長
監 査 役	笹 野 真 民	財団法人明治安田こころの健康財団 理事長

- (注) 1. 取締役のうち、友田順久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、黒川 薫氏、小松孝明氏、笹野真民氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りです。
- (1) 監査役横大路啓司氏は、平成20年6月27日に任期満了により退任いたしました。
- (2) 平成20年6月27日開催の第58期定時株主総会において、井田潔志氏、佐々木邦彦氏が取締役に、笹野真民氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しており、平成21年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担当・役職
※執行役員社長	村 重 芳 雄	
※執行役員副社長	川 上 和 行	建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長
執行役員副社長	山 田 俊 郎	土木部門担当
※専務執行役員	津 田 映	経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 国際事業本部担当
※専務執行役員	井 田 潔 志	土木部門長 兼 土木部門土木本部長 兼 技術研究所担当
常務執行役員	江 頭 素 樹	土木部門担当
常務執行役員	俵 輝 美	建築部門担当
常務執行役員	田 村 亮	土木部門担当
常務執行役員	瀧 田 正 一	土木部門担当
※常務執行役員	近 藤 浩 右	土木部門土木営業本部長
常務執行役員	岡 部 憲 一	土木部門担当 兼 総合評価担当
常務執行役員	綾 田 巖	東京建築支店長
常務執行役員	小 林 義 明	九州支店長
常務執行役員	大 沼 良 文	土木部門担当
常務執行役員	中 伸 好	建築部門担当
常務執行役員	大 内 久 夫	土木部門担当
常務執行役員	高 野 一 男	土木部門担当
常務執行役員	原 田 泰 明	東京土木支店長
※常務執行役員	滝 本 義 久	安全環境本部長 兼 総合監査部担当
※常務執行役員	齋 藤 雅 文	建築部門建築本部長
執 行 役 員	西 村 清 和	東京建築支店副支店長
執 行 役 員	柿 本 泰 二	国際事業本部長
※執 行 役 員	佐々木 邦 彦	人事部長 兼 経営管理本部副本部長
執 行 役 員	山 下 純 男	名古屋支店長
執 行 役 員	澤 畑 誠	東北支店長
執 行 役 員	中 山 信 也	建築部門都市開発本部長
執 行 役 員	吉 川 尚 雅	東京建築支店副支店長
執 行 役 員	河 内 政 巳	土木部門土木本部副本部長
執 行 役 員	荒 木 正 美	四国支店長
執 行 役 員	中 田 隆 志	札幌支店長
執 行 役 員	長 富 理	中国支店長
執 行 役 員	都 甲 明 彦	国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長 兼 インドネシア営業所長
執 行 役 員	中 澤 貴 志	大阪支店長
執 行 役 員	小 林 義 和	建築部門担当

(注) 1. ※は取締役兼務者です。

2. 当事業年度中の執行役員の変動は次の通りです。

(1) 平成20年4月1日に、井田潔志氏が専務執行役員に、原田泰明氏、滝本

義久氏、齋藤雅文氏が常務執行役員に、河内政巳氏、荒木正美氏、中田隆志氏、長富 理氏、都甲明彦氏が執行役員に就任いたしました。

- (2) 平成20年6月3日に、小倉隆夫氏は逝去のため執行役員を退任いたしました。
- (3) 平成20年6月3日に、中澤貴志氏が執行役員に就任いたしました。
- (4) 平成20年6月27日に、小林義和氏が執行役員に就任いたしました。
- (5) 平成21年3月31日に、江頭素樹氏、大沼良文氏が常務執行役員を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬の額は次の通りです。

取締役	9人	209百万円	(うち社外取締役	1名	15百万円)
監査役	5人	46百万円	(うち社外監査役	4名	27百万円)

- (注) 1. 監査役の支給人員と支給額には期中に退任した監査役を含めております。
 2. 当社は平成19年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、平成19年6月までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、前期中に退任した取締役1名に対し13百万円、及び当期中に退任した監査役(社外監査役)1名に対し4百万円の退職慰労金をそれぞれ支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

氏名	兼任の職務	会社名
小松 孝明	代表取締役社長 社外監査役 社外取締役	平成総合サービス株式会社 片倉工業株式会社 トーア再保険株式会社
笹野 真民	理事長	財団法人明治安田こころの健康財団

② 主な活動状況

氏名	主な活動状況
友田 順久	当事業年度に開催した取締役会26回中26回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
黒川 薫	当事業年度に開催した取締役会26回中26回に、監査役会12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
小松 孝明	当事業年度に開催した取締役会26回中21回に、監査役会12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
笹野 真民	就任後開催の取締役会19回中18回に、監査役会9回中9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、社外役員との間に、社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となっております。

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	94百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	94百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	0百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	94百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外競争入札における要約財務情報等の証明業務を委託し、対価を支払っております。

3. 報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の合意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、平成18年5月8日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を決議いたしました。また、コンプライアンスを含めたリスク管理体制の一層の徹底ならびに子会社を含めたグループ全体の実効ある内部統制システムの構築の整備・実施状況を踏まえ、さらなる遂行を図るため、平成19年5月・平成20年5月の見直しに引き続き、平成21年4月24日開催の取締役会において、同方針を下記の内容に改定しております。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① リスク管理規則、対策本部規定を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。

③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員

制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

- (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 取締役会は、取締役その他役員職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。
 - ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。
 - ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。
 - ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - ② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するための体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。
 - ③ 取締役または執行役員は、関係会社管理規定に従い、グループ会社に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。
 - ④ グループ会社各社にコンプライアンス委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
 - ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並び

- に關係会社管理規定に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 監査役に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号～第4号）
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。
 - 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
 - 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
 - ② 内部監査部門は、内部監査に関する結果について監査役に報告する。
 - 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
 - ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社の取締役会や株主がその内容を検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

上記基本方針に基づき、平成19年6月28日開催の定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき導入いたしました、特定株主グループによる当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下、「本プラン」といいます。）においては、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後には大規模買付行為を開始するというルールを設定しております。本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.penta-ocean.co.jp/ir/>) に掲載しております。

当社は、本プランを、今後とも引き続き堅持し、株主の皆様への公平な利益の確保に努める所存です。

(当該取組みが、株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでない理由)

本プランは、上述の通り、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、ご賛同いただいたものです。本プランの有効期間は、決議から3年間（平成22年6月に開催予定の定時株主総会時まで）であり、それ以前であっても、株主総会もしくは取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、その時点で廃止されます。

本プランは、取締役会の決議によりいつでも廃止することができるため、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、定款で取締役の任期を1年と定めており、期差任期制を採用していないため、発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策（スロー・ハンド型）でもありません。

さらに、本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足された場合のみ、発動されるように設定されております。その発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、社外取締役及び社外監査役よりなる独立委員会を設置しており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

したがって、本プランは株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様還元させていただくこととしております。

なお、当期の株主配当につきましては、経常利益70億円を計上したものの、株式市場急落による投資有価証券評価損57億円等、特別損失75億円を計上したことから、最終損益が当期純損失31億円となり、当期末の純資産が前期末に比べ13億円減少したことから、内部留保の充実を図るため、無配とさせていただきます。株主の皆様には、平成14年度以降7期連続して無配が続いておりますことを、深くお詫び申し上げます。

次期、すなわち第60期（平成22年3月期）につきましては、厳しい経営環境ではありますが、臨海部ナンバーワン企業として本業収益を確保し、1株当たり2円の配当を行う所存です。引き続き、中期経営計画「Advance 21」に掲げる業績目標の達成と次年度の復配に向け、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	339,587	(負債の部)	285,760
I 流動資産	247,089	I 流動負債	240,151
現金預金	38,363	支払手形・工事未払金等	121,861
受取手形・完成工事未収入金等	140,926	短期借入金	69,656
有価証券	94	未払法人税等	784
未成工事支出金等	18,268	未成工事受入金等	25,467
たな卸不動産	22,614	完成工事補償引当金	602
未収入金	17,598	賞与引当金	1,624
繰延税金資産	7,084	工事損失引当金	618
その他	3,264	その他	19,536
貸倒引当金	△1,124		
II 固定資産	92,497	II 固定負債	45,608
(1) 有形固定資産	58,742	長期借入金	35,514
建物・構築物	10,901	再評価に係る繰延税金負債	7,200
機械・運搬具及び工具器具備品	11,806	退職給付引当金	591
土地	35,933	役員退職慰労引当金	171
建設仮勘定	46	開発事業損失引当金	1,020
その他	54	その他	1,110
(2) 無形固定資産	555		
(3) 投資その他の資産	33,199	(純資産の部)	53,827
投資有価証券	13,013	I 株主資本	48,832
長期貸付金	526	資本金	28,070
繰延税金資産	8,656	資本剰余金	20,106
その他	15,423	利益剰余金	677
貸倒引当金	△4,420	自己株式	△22
		II 評価・換算差額等	3,355
		その他有価証券評価差額金	△225
		繰延ヘッジ損益	△30
		土地再評価差額金	3,516
		為替換算調整勘定	94
		III 少数株主持分	1,639
資産合計	339,587	負債純資産合計	339,587

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		
完成工事高	384,823	
開発事業等売上高	<u>13,662</u>	398,485
II 売上原価		
完成工事原価	357,282	
開発事業等売上原価	<u>12,327</u>	<u>369,609</u>
売上総利益		
完成工事総利益	27,541	
開発事業等総利益	<u>1,335</u>	28,876
III 販売費及び一般管理費		<u>18,054</u>
営業利益		<u>10,821</u>
IV 営業外収益		
受取利息	203	
受取配当金	296	
分法による投資利益	4	
不動産賃貸料	75	
その他	<u>315</u>	895
V 営業外費用		
支払利息	3,093	
為替差	639	
その他	<u>910</u>	<u>4,643</u>
経常利益		<u>7,073</u>
VI 特別利益		
前期損益修正益	25	
固定資産売却益	603	
貸倒引当金戻入額	220	
その他	<u>211</u>	1,060
VII 特別損失		
前期損益修正損	40	
投資有価証券評価損	5,767	
開発事業損失引当金繰入額	1,020	
その他	<u>976</u>	<u>7,804</u>
税金等調整前当期純利益		<u>330</u>
法人税、住民税及び事業税	816	
法人税等調整額	<u>2,862</u>	<u>3,678</u>
少数株主損失		<u>10</u>
当期純損失		<u><u>3,336</u></u>

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	28,070	20,106	3,991	△20	52,147
当 期 変 動 額					
当期純損失			△3,336		△3,336
土地再評価差額金取崩額			23		23
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△3,313	△1	△3,315
当 期 末 残 高	28,070	20,106	677	△22	48,832

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純 資 産 計 合	
	その他有 価証券評 価差額金	繰 上 損 益	延 シ 益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定			評価・換 算差額等 合 計
前 期 末 残 高	△1,973		△32	3,539	170	1,703	11	53,862
当 期 変 動 額								
当期純損失								△3,336
土地再評価差額金取崩額								23
自己株式の取得								△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,748		2	△23	△75	1,652	1,627	3,280
当期変動額合計	1,748		2	△23	△75	1,652	1,627	△35
当 期 末 残 高	△225		△30	3,516	94	3,355	1,639	53,827

連 結 注 記 表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 連結の範囲
 - ① 連結子会社の数 27社
すべての子会社を連結している。
主要な連結子会社の名称
五栄土木(株)、洋伸建設(株)、九州洋伸建設(株)、ペンタビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)
 - ② 連結の範囲の変更
新規設立により一般社団法人コスト・クリエーションを、また持分取得により合同会社ニューポート・デベロップメントを、それぞれ連結の範囲に含めた。
 - (2) 持分法の適用
 - ① 持分法適用会社の数 3社
すべての関連会社に対する投資について、持分法を適用している。
持分法適用会社の名称
ジャイワット(株)、羽田空港国際線エプロンPFI(株)、宮島アクアパートナーズ(株)
 - ② 持分法適用の範囲の変更
新規設立により宮島アクアパートナーズ(株)を持分法適用の範囲に含めた。
 - (3) 連結子会社の決算日等に関する事項
連結子会社のうち、在外連結子会社8社の決算日は12月31日である。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な修正を行っている。
また、連結子会社のうち1社の決算日は11月30日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としている。
上記以外の連結子会社18社の決算日は連結計算書類提出会社と同一である。
 - (4) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ……………時価法
なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。
 - ③ たな卸資産
未成工事支出金……………個別法による原価法
たな卸不動産……………個別法による原価法
材料貯蔵品……………先入先出法による原価法
なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(5) 重要な固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によ
っており、在外連結子会社は主に定額法を採用している。
なお、耐用年数及び残存価額は主として法人税法の定めと同一の基準によっている。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法
ただし、採掘権については生産高比例法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額
法によっている。
- ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの）……………定額法
なお、耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。

(会計処理の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会
計処理によっていたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準
第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基
準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっ
ている。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につい
ては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用している。これによる営
業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

- ④ 長期前払費用…………… 定額法
- (6) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来
の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を
検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味
して計上している。
- ③ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額
を計上している。
- ④ 工事損失引当金
当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備える
ため、その損失見込額を計上している。
- ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込
額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。
なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法（期末自己都合要支給額を退職給
付債務とする方法）によって計上している。
会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。
過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各連結会計年度の数理計算
上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法に
より、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

⑥ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定（内規）に基づく連結会計年度末要支給額を計上している。

⑦ 開発事業損失引当金

関係会社における開発事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容、事業計画等を個別に検討し、損失が発生することが見込まれる額を計上している。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 売上高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

（会計処理の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）が平成21年4月1日より前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。これにより、従来の方法によった場合と比べ、売上高は18,031百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,220百万円増加している。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(8) 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価方法は全面時価評価法によっている。

3. 表示方法の変更

(1) 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「固定資産売却益」（前連結会計年度140百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。

(2) 前連結会計年度において特別利益の「前期損益修正益」に含めて表示していた「貸倒引当金戻入額」（前連結会計年度42百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。

(3) 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券評価損」（前連結会計年度27百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。

(4) 前連結会計年度において区分掲記していた特別損失の「貸倒引当金繰入額」（当連結会計年度653百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。

(5) 前連結会計年度において区分掲記していた特別損失の「減損損失」（当連結会計年度34百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。

4. 連結貸借対照表関係

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 77,732百万円 |
| (2) 担保に供している資産 | |

下記資産は工事契約保証金の代用等として差入れている。

有価証券	1百万円
投資有価証券	178百万円
たな卸不動産（信託受益権）	4,684百万円
建物	96百万円
土地	66百万円

なお、上記担保のうち、たな卸不動産（信託受益権）、土地及び建物に対応する債務は短期借入金3,300百万円である。

- | | |
|---|----------|
| (3) 保証債務 | |
| 銀行借入金保証 | 1,631百万円 |
| 住宅分譲前金保証 | 548百万円 |
| (4) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額3,516百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。 | |

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、10,765百万円である。

- | | | |
|-------------------|------|-----------|
| 5. 連結株主資本等変動計算書関係 | | |
| 発行済株式の種類及び総数 | 普通株式 | 245,763千株 |

6. 一株当たり情報

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 一株当たりの純資産 | 212円 43銭 |
| (2) 一株当たりの当期純損失 | 13円 58銭 |

7. 重要な後発事象

該当事項なし。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 騰本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月18日

五洋建設株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の(7)その他連結計算書類作成のための重要な事項①売上高の計上基準に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より工事契約に関する会計基準を適用しているため、同会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	308,077	(負債の部)	260,739
I 流動資産	224,604	I 流動負債	216,319
現金預金	32,078	支払手形	17,671
受取手形	3,084	工事未払金	96,464
完成工事未収入金	128,584	短期借入金	58,621
有価証券	94	未払金	1,241
販売用不動産	11,496	未払法人税等	306
未成工事支出金	14,600	未成工事受入金	23,512
開発事業等支出金	4,536	預り金	12,586
材料貯蔵品	1,076	完成工事補償引当金	565
短期貸付金	2,087	賞与引当金	1,400
未収入金	18,824	工事損失引当金	450
繰延税金資産	6,785	その他	3,498
その他	2,276		
貸倒引当金	△923		
II 固定資産	83,472	II 固定負債	44,419
(1) 有形固定資産	48,355	長期借入金	35,435
建物・構築物	9,908	再評価に係る繰延税金負債	7,200
機械・運搬具	3,605	退職給付引当金	220
工具器具・備品	419	関係会社開発事業損失引当金	1,105
土地	34,322	その他	458
リース資産	54		
建設仮勘定	45	(純資産の部)	47,338
(2) 無形固定資産	501	I 株主資本	44,055
(3) 投資その他の資産	34,615	(1) 資本金	28,070
投資有価証券	12,841	(2) 資本剰余金	20,106
関係会社株式	1,327	資本準備金	10,000
その他の関係会社有価証券	838	その他資本剰余金	10,106
長期貸付金	478	(3) 利益剰余金	△4,099
開発事業出資金	6,943	その他利益剰余金	△4,099
破産債権、更生債権等	3,850	繰越利益剰余金	△4,099
長期前払費用	232	(4) 自己株式	△22
繰延税金資産	8,318	II 評価・換算差額等	3,283
その他	3,830	(1) その他有価証券評価差額金	△222
貸倒引当金	△4,046	(2) 繰延ヘッジ損益	△9
		(3) 土地再評価差額金	3,516
資産合計	308,077	負債純資産合計	308,077

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
I 売 上 高		
完 成 工 事 高	365,358	
開 発 事 業 等 売 上 高	<u>1,195</u>	366,553
II 売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	339,140	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	<u>1,513</u>	<u>340,654</u>
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	26,217	
開 発 事 業 等 総 損 失	<u>318</u>	25,899
III 販売費及び一般管理費		<u>16,204</u>
営 業 利 益		9,695
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	1,537	
そ の 他	<u>315</u>	1,852
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,102	
為 替 差 損	590	
そ の 他	<u>773</u>	<u>4,466</u>
経 常 利 益		7,081
VI 特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	15	
固 定 資 産 売 却 益	304	
保 険 差 益	121	
受 取 和 解 金	88	
そ の 他	<u>0</u>	529
VII 特 別 損 失		
前 期 損 益 修 正 損	40	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,765	
関係会社開発事業損失引当金繰入額	1,020	
そ の 他	<u>719</u>	<u>7,545</u>
税 引 前 当 期 純 利 益		65
法人税、住民税及び事業税	316	
法 人 税 等 調 整 額	<u>2,865</u>	<u>3,181</u>
当 期 純 損 失		<u><u>3,116</u></u>

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株	株 主 本 計 資 合 計
					その他 利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金			
前 期 末 残 高	28,070	10,000	10,106	20,106	△1,005	△1,005	△20	47,150
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失					△3,116	△3,116		△3,116
土地再評価差額金取崩額					23	23		23
自己株式の取得							△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△3,093	△3,093	△1	△3,094
当 期 末 残 高	28,070	10,000	10,106	20,106	△4,099	△4,099	△22	44,055

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	△1,972	△7	3,539	1,559	48,710
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失					△3,116
土地再評価差額金取崩額					23
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,749	△2	△23	1,723	1,723
当 期 変 動 額 合 計	1,749	△2	△23	1,723	△1,371
当 期 末 残 高	△222	△9	3,516	3,283	47,338

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっている。

ただし、匿名組合出資金のうち、関係会社に該当するものについては、「その他の関係会社有価証券」に計上している。

② デリバティブ……………時価法

なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。

③ たな卸資産

販売用不動産……………個別法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

開発事業等支出金……………個別法による原価法

材料貯蔵品……………先入先出法による原価法

なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

ただし、採掘権については生産高比例法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの）……………定額法

なお、耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。

（会計処理の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につ

いては、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用している。これによる営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

④ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

④ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

なお、会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。

過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

⑥ 関係会社開発事業損失引当金

関係会社における開発事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容、事業計画等を個別に検討し、当社が損失を負担することが見込まれる額を計上している。

(4) 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

（会計処理の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）が平成21年4月1日より前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。これにより、従来の方法によった場合と比べ、売上高は12,867百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ826百万円増加している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

3. 表示方法の変更

- (1) 前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「固定資産売却益」（前事業年度47百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (2) 前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「保険差益」（前事業年度0百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (3) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「関係会社開発事業損失引当金繰入額」（前事業年度2百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (4) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券評価損」（前事業年度27百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (5) 前事業年度において区分掲記していた特別損失の「貸倒引当金繰入額」（当事業年度425百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。
- (6) 前事業年度において区分掲記していた特別損失の「減損損失」（当事業年度24百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。

4. 貸借対照表関係

- | | | |
|---|-----------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 53,654百万円 | |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 4,308百万円 | |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 335百万円 | |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 7,687百万円 | |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 47百万円 | |
| (3) 退職給付信託 | | |
| 項目 | 一時金制度 | 確定給付企業年金制度 |
| 退職給付信託控除前引当金 | 6,021百万円 | 2,080百万円 |
| 退職給付信託設定額 | 5,800百万円 | 2,754百万円 |
| 退職給付信託控除後引当金 | 220百万円 | — |
| 退職給付信託控除後前払年金費用 | — | 673百万円 |
| (4) 担保に供している資産 | | |
| 下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。 | | |
| 有価証券 | 1百万円 | |
| 投資有価証券 | 154百万円 | |
| 関係会社株式 | 75百万円 | |
| (5) 保証債務 | | |
| 銀行借入金保証 | 10,614百万円 | |
| 住宅分譲前金保証 | 548百万円 | |
| (6) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日（第50期）付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額3,516百万円を「土地再評価差額金」 | | |

として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、10,765百万円である。

5. 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高	301,466百万円
(2) 関係会社との取引高	
売上高のうち関係会社に対する部分	2,396百万円
売上原価のうち関係会社からの仕入高	25,911百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	1,342百万円

6. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び数	普通株式	95千株
------------	------	------

7. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	7,688百万円
販売用不動産等評価損	5,075百万円
投資有価証券評価損	2,078百万円
その他	5,307百万円
繰延税金資産小計	20,149百万円
評価性引当額	△4,753百万円
繰延税金資産合計	15,396百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△274百万円
その他	△17百万円
繰延税金負債合計	△292百万円
繰延税金資産の純額	15,104百万円

8. リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等がある。

9. 関連当事者との取引

子会社

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ペンタオーシャン・ドレッシング・パナマ社	100% (一)	当社グループに対して船舶等の賃貸をしている。なお、当社において債務保証をしている。	保証債務	6,064 百万円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

ペンタ・オーシャン・ドレッシング・パナマ社の銀行借入金につき、債務保証を行ったものである。

10. 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産	192円	69銭
(2) 一株当たりの当期純損失	12円	68銭

11. 重要な後発事象

該当事項なし。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月18日

五洋建設株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の「重要な会計方針」の(4)完成工事高の計上基準に記載されているとおり、会社は当事業年度より工事契約に関する会計基準を適用しているため、同会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月20日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 川 本 宏 祐 (印)

常勤監査役 黒 川 薫 (印)

監査役 小 松 孝 明 (印)

監査役 笹 野 真 民 (印)

(注) 監査役黒川薫、監査役小松孝明、及び監査役笹野真民は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、繰越利益剰余金の欠損を解消することを目的として会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補したいと存じます。

剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 4,099,056,884円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額
その他資本剰余金 4,099,056,884円

なお、第59期は、投資有価証券評価損、関係会社開発事業損失引当金繰入額など、75億円の特別損失を計上したことなどにより、31億円の当期純損失となりました。その結果、繰越利益剰余金も40億円の欠損と大幅に減少いたしました。したがって、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、剰余金の配当につきましては無配とさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に所要の変更を行なうものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第7条の株券を発行する旨の規定、第8条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第9条の実質株主名簿及び第14条の実質株主に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (3) 株券電子化に対応するための株式取扱規則の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続きに関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款第10条に「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。
- (4) 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第9条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行なうものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工及びコンサルティング業務の請負	1. (現行どおり)
2. 橋梁工事及び鉄構物、各種鉄工品の設計、積算、製造、加工、据付、販売、修理並びにコンサルティング業務の請負	2. (現行どおり)
3. 地域開発、都市開発の事業及びこれに関する企画、調査、設計、積算、監理、施工並びにコンサルティング業務の請負	3. (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
4. 海中土木工事及び特殊海中構造物の企画、調査、研究、技術開発、設計、積算、監理、施工並びにコンサルティング業務の請負	4. (現行どおり)
5. 緑化造園事業	5. (現行どおり)
6. 不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理及び鑑定 (新 設)	6. (現行どおり)
7. 土地の造成及び販売並びに土地造成工事の受託	7. <u>不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資、出資持分の売買並びに不動産特定共同事業</u>
8. 住宅、宅地の建設、販売、賃貸借及び管理	8. (現行どおり)
9. 建設用の資材、機器、機械装置の売買、賃貸借、修理及び輸出入	9. (現行どおり)
10. 船舶の設計、製造、修理、販売及びこれらに関するコンサルティング業務	10. (現行どおり)
11. プラント設備及びこれに関する加工部分材料の企画、調査、設計、製造、監理、建設及びコンサルティング業務の請負	11. (現行どおり)
12. 砂利、砂、土石の採取及び販売	12. (現行どおり)
13. 環境整備、公害防止の諸施設に関する企画、調査、設計、積算、監理、施工及びコンサルティング業務の請負	12. (現行どおり)
14. 風力発電・熱発電に関する機器装置の企画、調査、設計、製造、施工、監理、賃貸、売買及びコンサルティング業務、並びに電気及び熱の供給事業	13. (現行どおり)
	14. (現行どおり)
	15. (現行どおり)

現行定款	定款変更案
15. 産業廃棄物・一般廃棄物の収集、運搬及び処理並びにリサイクル施設の企画、調査、設計、施工、監理及びコンサルティング業務	16. (現行どおり)
16. 省電力のための設備機器に関する企画、調査、設計、施工、監理、賃貸、売買及びコンサルティング業務	17. (現行どおり)
17. 測量	18. (現行どおり)
18. 建設技術のノーハウ、パテントの売買及び賃貸借	19. (現行どおり)
19. 医療施設、教育研修施設、ゴルフ場、テニス場等のスポーツ施設、ホテル、旅館等の宿泊施設、スキー場、遊園地等の経営、管理、賃貸及びコンサルティング業務	20. (現行どおり)
20. 損害保険代理業、生命保険募集業、旅行業代理店業及び労働者派遣事業	21. (現行どおり)
21. 海上運送事業、利用運送事業及び運送取扱事業並びにその代理業	22. (現行どおり)
22. 工業所有権、著作権の取得、実施許諾、販売及びコンピューターソフトウェアの開発、取得、販売並びに情報処理サービス業	23. (現行どおり)
23. 事務機器の販売、賃貸及び保守管理サービス	24. (現行どおり)
24. 金銭貸付、債務保証等の金融業務並びに有価証券の保有及び売買	25. (現行どおり)
25. 前各号に関する国外における事業	26. (現行どおり)
26. 前各号に附帯又は関連する一切の事業	27. (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p>
<p>(株券の発行)</p>	
<p><u>第7条</u> 当会社の株式については、株券を發行する。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p><u>第8条</u> 当会社の単元株式数は500株とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当会社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係わる株券を發行しない。</u></p>	<p><u>第7条</u> 当会社の単元株式数は500株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p><u>第9条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><u>第8条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p>	<p>(株式取扱規則)</p>
<p><u>第10条</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p><u>第9条</u> 当会社の株主権行使の手続き<u>その他株式に関する取扱い</u>は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p>第15条～第47条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p>第14条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

その候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表者であるときはその状況	所有する 当社の株式数
1	むらしげ よしお 村重 芳雄 (昭和16年4月11日生)	昭和40年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 中国支店副支店長 平成12年4月 当社取締役 中国支店長 平成12年6月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社常務執行役員 同上 平成17年4月 当社専務執行役員 同上 平成17年6月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 平成18年3月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木営業本部長 平成18年5月 当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る)	47,500株
2	かわかみ かずゆき 川上 和行 (昭和23年4月24日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 建築営業部門第一本部長 平成9年6月 当社常務取締役 同上 平成9年11月 当社常務取締役 建築営業本部長 平成10年6月 当社常務取締役 建築本部長 平成11年8月 当社常務取締役 東京支社建築支店長 平成14年4月 当社常務取締役 建築部門担当 平成14年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 建築営業本部長 平成15年6月 当社取締役 兼 執行役員 建築部門管掌 平成16年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成17年6月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 同上 平成18年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 建築部門担当 平成19年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 建築部門担当 兼 建築営業本部長 平成20年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 建築部門長 兼 建築営業本部長 平成21年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 建築部門長 (現在に至る)	35,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表者であるときはその状況	所有する 当社の株式数
3	つ だ はゆる 津 田 映 (昭和26年3月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 管理本部長 兼 財務部長 平成13年10月 当社取締役 経営管理本部長 兼 財務部長 平成14年4月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成15年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 平成16年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成18年5月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 同上 平成19年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 国際事業本部担当 兼 CSR推進委員会担当 平成20年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 国際事業本部担当 兼 CSR推進室長 兼 安全環境担当 (現在に至る)	50,574株
4	い だ きよし 井 田 潔 志 (昭和24年2月23日生)	昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 北陸支店長 平成17年6月 当社常務執行役員 中国支店長 平成20年4月 当社専務執行役員 土木部門長 兼 土木本部長 兼 技術研究所担当 平成20年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成21年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木 部門長 (現在に至る)	29,000株
5	こんどう こうすけ 近 藤 浩 右 (昭和26年11月6日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 東京支社土木支店長 平成15年12月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 兼 技術研究所担当 平成16年6月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成17年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年3月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門担当 平成19年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木営業本部長 (現在に至る)	25,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表者であるときはその状況	所有する 当社の株式数
6	たきもと よしひさ 滝本 義久 (昭和24年3月7日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 総務本部長 兼 総務部長 平成17年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成19年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 総合監査部担当 兼 経営管理本部総務部長 平成20年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 安全環境本部長 兼 総合監査部担当 (現在に至る)	13,000株
7	さいとう まさふみ 齋藤 雅文 (昭和26年1月20日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 建築部門建築本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成20年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 (現在に至る)	11,500株
8	ささき くにひこ 佐々木 邦彦 (昭和26年8月6日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 人事部長 兼 総務本部副本部長 平成19年4月 当社執行役員 人事部長 兼 経営管理本部副本部長 平成20年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成21年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 人事部担当 (現在に至る)	37,500株
9	しおたに しん 塩谷 慎 (昭和19年2月22日生)	昭和42年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年6月 同行取締役総務部長 平成9年6月 日本鋼管株式会社監査役(常勤) 平成15年4月 J F E スチール株式会社監査役 (常勤) 平成19年4月 同社監査役(非常勤) 平成21年4月 同上退任 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 塩谷慎氏は、社外取締役候補者であります。
第3号議案をご承認いただいた場合に、当社と塩谷慎氏との間で、当社定款第30条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 塩谷慎氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりです。
塩谷慎氏は、金融業・製造業の経営に長く携わり、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定と業務遂行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。
4. 塩谷慎氏につきましては、J F E スチール(株)の社外監査役として在任中、同社が、鋼管杭及び鋼矢板の製造販売をめぐる独占禁止法違反に関連して、平成20年6月に公正取引委員会より排除措置命令等を受けました。同氏は、平素より同社の取締役会において不祥事発生防止に向けた提言等を行い、

また発生後には、問題の究明と再発防止に向けた業務改善等について意見を述べるなどその職責を果たしております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、川本宏祐氏が任期満了となります。つきましては、監査体制強化、充実を図るための監査役1名の増員を含め、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。監査役候補者は次の通りです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表者であるときはその状況	所有する 当社の株式数
1	かわもと ひろすけ 川本宏祐 (昭和22年9月8日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年4月 当社経営管理本部副本部長 兼 総務部長 平成17年4月 当社総務本部副本部長 平成17年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	8,500株
2	たわら てるみ 俵輝美 (昭和26年3月3日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長 兼 マレーシア営業所長 平成13年4月 当社常務取締役 国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長 平成13年10月 当社常務取締役 国際部門担当 平成14年4月 当社常務取締役 国際事業本部長 兼 国際総務部長 平成14年6月 当社常務執行役員 同上 平成16年4月 当社常務執行役員 建築部門担当 平成17年4月 当社常務執行役員 建築部門 都市開発本部長 平成19年4月 当社常務執行役員 建築部門担当 (現在に至る)	20,000株

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

以上

